

時短要請に伴う飲食店への見回りについて

1 概要

県が実施する「市内の接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の働きかけ」に対し、市としても協力し、時短要請啓発のチラシを配布するなど、新型コロナウイルスの感染拡大防止の取組について啓発する。

また、午後 8 時以降に営業している店舗に対しては、時短要請の趣旨を説明し、時短への協力を求める。

2 対象店舗

市内で食品衛生法第 52 条に定める飲食店営業許可を受けた店舗のうち、以下の条件を満たす店舗。(約 1800 件)

- 接待を伴う飲食店
- 酒類を提供する飲食店

3 実施期間等

(1) 期間

令和 3 年 5 月 13 日 (木) ～令和 3 年 5 月 31 日 (月) ※土日を含め毎日実施

(2) 時間

18 時～22 時

(営業自粛要請時間 20 時～5 時、酒類の提供は 19 時まで)

4 対象地区

市内全域

5 実施体制

3 班体制(市 3 名、県 3 名)

6 実施済

約 800 件 (5 月 13 日～5 月 17 日)

いわき駅周辺を中心に、平地区において実施してきたが、今後は、市内各地区で実施予定。

【事務担当】

市新型コロナウイルス感染症対策本部
まん延防止対策班

電話 22 - 1206